

令和5年度東京都サービス管理責任者実践研修 及び児童発達支援管理責任者実践研修 実施案内

この度、東京都ではサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事する方（予定含む。）を対象として標記研修を実施します。下記の内容にご留意いただき、お申し込みください。

記

1 研修の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の養成を図ること。

2 受講対象者

研修修了に必要な全日程を受講できる方のうち、次の（1）又は（2）のいずれかに該当し、これまでにサービス管理責任者実践研修及び児童発達支援管理責任者実践研修を修了していないもの

（1）サービス管理責任者実践研修

令和3年12月末までのサービス管理責任者基礎研修を修了後、本研修受講開始前までに2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者で、東京都内に所在する障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者の業務に従事する方（予定含む。）

（2）児童発達支援管理責任者実践研修

令和3年12月末までの児童発達支援管理責任者基礎研修を修了後、本研修受講開始前までに2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者で、東京都内に所在する児童福祉法に基づく指定障害児通所支援及び指定障害児入所支援の事業所において、児童発達支援管理責任者の業務に従事する方（予定含む。）

※平成30年度までにサービス管理責任者等研修（3日間）を修了し、令和3年12月末までに基礎研修Aコース（相談支援従事者初任者研修講義部分）を修了した者を含む。

※相談支援従事者初任者研修（全日程又は2日課程）を修了し、令和3年12月末までに基礎研修Bコースを修了した者を含む。

※（1）（2）ともに、他道府県に所在する事業所（開設予定含む。）に従事する方（予定含む。）については対象外です。

ただし、例外的に相談支援又は直接支援業務経験（OJT）を基礎研修終了後「6か月以上」とする場合があります。詳細については東京都福祉局ホームページ内の「東京都障害者サービス情報」を御確認ください。

「東京都障害者サービス情報」（トップページ ⇒ 書式ライブラリー ⇒ B 東京都からのお知らせ ⇒ サービス管理責任者等実践研修の受講にかかる実務経験（6ヶ月以上）の指定権者への届出方法について

<https://www.shougai Fukushima.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=067-193>

<本研修の対象となる指定障害福祉サービス等の種類>

研修分野	指定障害福祉サービス等
○サービス管理責任者基礎研修	療養介護 生活介護（施設入所支援に係るものを含む。） 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練 ※宿泊型を含む。） 自立生活援助、共同生活援助 就労移行、就労継続支援A型、就労継続支援B型 就労定着支援
○児童発達支援管理責任者基礎研修	児童発達支援、医療型児童発達支援 放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援、福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、短期入所のみを実施する事業所は、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者を配置する必要はありませんので、本研修の受講の必要はありません。

<実務経験年数>

業務	配置に必要な実務経験年数
相談支援業務	5年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援業務	8年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援業務	5年
相談支援業務及び社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援業務	5年
国家資格等による業務に3年（児童発達支援管理責任者の場合は5年）以上従事している者による相談支援業務又は直接支援業務	3年

※実務経験についての詳細は別紙2又は別紙3をご確認ください。また、サービス管理責任者等として実際に配置される場合には、別途事業者指定所管による実務経験の確認が必要になります。（本研修の受講決定は、配置に必要な実務経験を証明するものではありません。）

3 実施方法

講義：**オンデマンド配信**

受講者が用意したパソコン等で指定されたサイトにアクセスし、講義動画を視聴する。
サイトのURLは事務局から受講決定者へ事前に送付する。

演習：**集合型**

指定された日程・会場に受講者が集まり、消毒・換気等の感染症対策を講じた上で実施する。

4 研修日程等

全3日間

	内容	日程及び実施方法
1日目	講義	オンデマンド配信により実施します。 指定された期間内（令和6年1月5日（金曜日）から9日（火曜日）まで）に、科目ごとの講義の動画（合計3.5時間程度）を視聴していただきます。詳細は受講が決定された方のみ受講可否通知データと一緒に送ります。
2日目	演習	集合形式により、下記のいずれかの日程（A～O日程）で実施します。
3日目		

演習（2、3日目）の研修時間は、午前9時30分から午後5時30分までの予定です。受付については、開始時刻の30分前から行います。詳細は受講可否通知でお知らせします。

<演習日程>

参加可能な演習日程を申込フォームにチェックしてください。
なお、定員の都合上、ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。

演習日程（研修2日目・3日目）

区分	日程	会場
A日程	令和6年1月16日（火）・1月17日（水）	国立オリンピック記念青少年総合センター（代々木）
B日程	令和6年1月18日（木）・1月19日（金）	府中の森芸術劇場（東府中）
C日程	令和6年1月22日（月）・1月23日（火）	国立オリンピック記念青少年総合センター（代々木）
D日程	令和6年1月24日（水）・1月25日（木）	国立オリンピック記念青少年総合センター（代々木）
E日程	令和6年1月26日（金）・1月27日（土）	国立オリンピック記念青少年総合センター（代々木）
F日程	令和6年1月30日（火）・1月31日（水）	国立オリンピック記念青少年総合センター（代々木）
G日程	令和6年2月1日（木）・2月2日（金）	国立オリンピック記念青少年総合センター（代々木）
H日程	令和6年2月6日（火）・2月7日（水）	国立オリンピック記念青少年総合センター（代々木）
I日程	令和6年2月8日（木）・2月9日（金）	国立オリンピック記念青少年総合センター（代々木）
J日程	令和6年2月13日（火）・2月14日（水）	ルミエール府中（府中）
K日程	令和6年2月15日（木）・2月16日（金）	ルミエール府中（府中）
L日程	令和6年2月19日（月）・2月20日（火）	国立オリンピック記念青少年総合センター（代々木）
M日程	令和6年2月21日（水）・2月22日（木）	国立オリンピック記念青少年総合センター（代々木）
N日程	令和6年2月26日（月）・2月27日（火）	ルミエール府中（府中）
O日程	令和6年2月28日（水）・2月29日（木）	ルミエール府中（府中）

5 募集定員
1, 500名

6 受講申込み
(1) 申込期限

令和5年10月17日(火曜日)午後5時 **必着**

※締切以降の申込みは一切受け付けられません。時間に余裕をもってお申し込みください。

(2) 申込方法について

ウェブ申込みです。インフラ環境等により受講申し込みができない方は、下記の公益財団法人総合健康推進財団の研修窓口まで一度お問い合わせください。

公益財団法人 総合健康推進財団 関東支部 東京都サービス管理責任者等研修窓口

TEL : 03-6262-9880

(3) 注意事項

お申し込みの際には、以下の点にご注意ください。

- 申込フォームに入力された内容は、受講決定を行う際の重要な情報となりますので、必要事項を漏れないように、かつ、可能な限り具体的にご入力ください。
- 申込フォームに入力された内容を基に選考を行います。入力漏れ等がある場合でも、事業所への内容確認等の連絡は原則行いません。
- 選考に必要な項目に入力漏れ等がある場合には、選考対象とならない場合もありますのでご注意ください。
- ご入力された内容等に虚偽の申告が認められた場合には、受講申込みは無効となります。また、以後の受講申込みは受付できなくなりますので、ご注意ください。
- 申込受付後の受講者及び日程の変更はお受けできませんので、受講希望者を精査してお申し込みください。
- 止むを得ないと認められない欠席・無断欠席は、法人単位で、次回以降の受講を決定できない場合があります。

7 受講者の決定

(1) 受講決定について

申込み時に入力された、経過措置によるサービス管理責任者等としての配置の状況、新たにサービス管理責任者等として配置される時期、同一の従事事業所内での優先順位、指定事業所としての業務開始予定年月、実務経験年数等を参考に、受講可否を決定します。

また、申込状況により、申込みに際してご入力いただく情報のほか、事業者指定所管(※1)から別途事業者情報(※2)を収集した上で、受講者の決定を行います。

※1 東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課、同施設サービス支援課、八王子市福祉部障害者福祉課、世田谷区障害福祉部障害保健福祉課、江戸川区福祉部障害者福祉課、荒川区福祉部障害者福祉課、港区保健福祉支援部障害者福祉課、中野区健康福祉部障害福祉課、板橋区福祉部障がいサービス課、豊島区保健福祉部障害福祉課

※2 サービス管理責任者等の氏名を含む配置状況や研修受講誓約書の提出状況、事業開設に係る指定相談の実施状況等

(2) 受講可否通知データの送付

原則として受講希望者の所属する事業所の問い合わせ担当者宛てに、メールにて受講可否通知データを送信します。送信予定日：令和5年12月4日（月曜日）。ただし、応募及び選考状況により、遅れる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

また、メールの送信予定日からしばらく過ぎても届かない場合は、公益財団法人総合健康推進財団までお問い合わせください。

8 修了証書の交付

本研修を修了された方には、東京都知事名の修了証書を交付します。修了証書の発送は、以下を予定しています。

1月に全日程を修了する方：令和6年3月7日（木曜日）頃

2月に全日程を修了する方：令和6年3月15日（金曜日）頃

9 留意点

○本研修は全日程全科目を受講しなければ研修修了となりません。講義については、研修主催者の責による事由以外で、指定された期間内に講義動画の視聴が完了しない場合、演習については、遅刻及び早退等があった場合は、研修修了となりません。推薦事業者においては、受講者が最後まで研修を受講できるように、特段のご配慮をお願いします。

○著しく受講態度の悪い方（居眠り、業務都合による長時間の離席、研修に集中できない環境下での受講）については研修修了とならない場合がありますので、ご注意ください。

10 参加費

参加費は無料です。

なお、講義及び演習に参加できる電子機器（インターネットに接続できるパソコン等）の確保については、推薦する事業所又は受講者が準備してください。

資料はダウンロードしていただきます。電子データで見るときは、パソコン等の容量をご確認ください。印刷して手元に用意する場合は、ご自身で印刷してください。

※機器の貸出し等は一切行っておりませんので予めご了承ください。

11 個人情報の取り扱い

申込フォームに記載された個人情報については、東京都個人情報の保護に関する条例に基づき、適正な管理を行い、当該研修事業の実施業務及び同修了者名簿の管理業務以外の目的で利用することはありません。

12 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について（集合型）

以下の感染防止対策を講じた上で研修を実施しますので、御協力をお願いします。

(1) 演習当日、以下のいずれか1つでも該当する場合は、演習を受講できません。受講中に体調が悪化した場合には早退していただきますので、予め御了承ください。（研修修了とはなりません。）

①体温が37.5度以上ある。

②普段と比べて明らかに体調がよくない。（のどの痛み、咳、だるさ、息苦しさ、嗅覚や味覚の異常等）

(2) 研修会場での対策

①受付時に体調チェックと検温を行います。

②教室内外へ消毒液を複数設置し、こまめな手指消毒ができるようにします。

③定期的に教室内の換気・消毒を行います。

④受講者及び講師の席の間隔を確保します。

(3) 受講に当たり注意していただきたいこと

- ①日々の体調管理をお願いします。
- ②受講中は必ずマスクを着用し、咳エチケット、こまめな手洗い、手指消毒を実施してください。
- ③換気のため、窓を開けることがあります。空調による室温管理が難しくなりますので、服装等は各自で調整ができるようにしてください。
- ④ゴミは各自で持ち帰っていただきます。ゴミ袋を御持参ください。

13 研修の変更及び中止について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本実施案内の内容に変更が生じる可能性があります。
- (2) 天災等不可抗力により開催が困難と判断した場合は、研修を変更・中止することがあります。

14 その他

サービス管理責任者等として配置するためには、本研修の修了及び実務経験年数の2つの要件を満たすことが条件となりますのでご注意ください。本研修の受講決定は、サービス管理責任者等として配置するために必要な実務経験の要件を満たすことを証明するものではありません。

実務経験

サービス管理責任者等として実際に配置される際には、別途事業者指定所管による実務経験の確認が必要になります。別紙2、3の他、以下の東京都福祉局ホームページの「東京都障害者サービス情報」をご参照ください。実務経験についてご不明点がある場合は、下記に記載の事業者指定所管にお問い合わせください。

○サービス管理責任者の実務経験の要件

「東京都障害者サービス情報」(トップページ ⇒ 書式ライブラリー ⇒ A【日中系サービス・障害者支援施設】指定申請書・変更届等 ⇒ 04 サービス管理責任者の資格要件について)

○児童発達支援管理責任者の実務経験の要件

「東京都障害者サービス情報」(トップページ ⇒ 書式ライブラリー ⇒ A【児童福祉法に基づく障害児施設】指定申請書・変更届等 ⇒ 児童発達支援管理責任者の資格要件について)

15 各種問合せ先

○東京都サービス管理責任者実践研修及び児童発達支援管理責任者実践研修の実施に関すること

担当研修機関	電話番号
公益財団法人総合健康推進財団 関東支部 東京都サービス管理責任者等研修係	03-6262-9880

※受付時間は、月曜日～金曜日(祝祭日を除く。)午前9時から午後5時までです。

○研修のカリキュラムの作成、受講決定及び修了者情報の管理に関すること

担当部署	電話番号
東京都心身障害者福祉センター 地域支援課 地域支援担当	03-3235-2953

※研修に関する問い合わせについての受付時間は、月曜日～金曜日(祝祭日を除く。)午前9時から午後5時までです。

○事業者指定に関すること（サービス管理責任者等として配置するための実務経験要件を含む。）

【八王子市内に所在する事業所】

事業内容	担当部署	電話番号
全事業共通	八王子市 福祉部 障害者福祉課 事業者指定担当	042-620-7479

【世田谷区、江戸川区、荒川区、港区、中野区、板橋区又豊島区内に所在する事業所（児童のみ）】

事業内容	担当部署	電話番号
児童発達支援・放課後等デイサービス 保育所等訪問支援・障害児入所支援 児童発達支援センター	世田谷区 障害福祉部 障害保健福祉課	03-5432-2242
	江戸川区 福祉部 障害者福祉課 事業者支援係	03-5662-0712
	荒川区 福祉部 障害者福祉課 障害サービス係	03-3802-3417
	港区 保健福祉支援部 障害者福祉課 障害者支援係	03-3578-2689
	中野区 健康福祉部 障害福祉課 子ども発達支援係	03-3228-5613
	板橋区 福祉部 障がいサービス課 地域生活支援係	03-3579-2736
	豊島区 保健福祉部 障害福祉課 児童・障害児支援グループ	03-4566-2451

【上記以外の事業所】

事業内容	担当部署	電話番号
療養介護	東京都福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 児童福祉施設担当	03-5320-4374
自立生活援助	公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 障害福祉事業者指定室 〈電話受付時間〉 9時から17時まで (土日祝日を除く)	03-6302-0257
共同生活援助（グループホーム）		03-6302-0286
就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援		03-6302-0308
生活介護、自立訓練（機能・生活）、施設入所支援		03-6302-0313
児童発達支援・放課後等デイサービス、保育所等訪問支援・障害児入所支援、児童発達支援センター		03-6302-0315